

東京都公報

発行
東京都

目次

公 告

○開発行為に関する工事完了……………

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

○鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧……………

…(環境局自然環境部計画課)…

正 誤

○令和六年三月六日付東京都告示第二百二十四号……………

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年五月八日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

- 一 三鷹市井口一丁目三十四番三十、同番三十二及び四十六番 小平市鈴木町一丁目四百七十五番地一 武蔵開発株式会社
- 二

小平市小川町二丁目千二百七十六番九、千二百七十七番三十、同番三十一、千二百八十六番四、同番四地先、千二百八十七番四、千二百九十二番一、同番四、同番五及び千二百九十三番一から同番三まで

代表取締役 深松 優

小平市小川町二丁目千二百八十四番地 竹松 勇

鳥獣保護区特別保護地区の指定に伴う縦覧について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により特別保護地区を指定する予定であるので、同条第四項において準用する法第二十八条第四項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和六年五月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 特別保護地区の名称

奥多摩鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

東京都西多摩郡奥多摩町所在都有林(東京都水道水源林日原分区)中三十八、三十九及び五十から五十七までの林班の区域一円

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和二十六年十月三十一日まで

四

特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

奥多摩鳥獣保護区は、奥多摩町にある雲取山の東部に位置しており、地域一帯の植生はブナやミズナラ等の落葉広葉樹林が主となっている。こうした自然環境において、文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているニホンカモシカや東京都版レッドリスト(本土部)において、準絶滅危惧に分類されるアオバトやアオゲラなどの多様な鳥獣が生息している。

当該鳥獣保護区の中でも、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区は、コメツガ等を主とした亜高山性の樹木が優占しており、原始的な自然が多く残されている。また、文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第九十九条第一項に規定する天然記念物に指定されているヤマメや東京都版レッドリスト(本土部)において、絶滅危惧ⅠA類に分類されるハチクマなどが生息しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該区域は、奥多摩鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(三) 特別保護地区の保護管理方針

ア 法に基づく規制により、鳥獣の生息に必要な自然環境を保全する。

イ 特別保護地区の存続期間を更新し、引き続き、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図

る。

ウ 入山者による鳥獣やその生息環境への影響を最小限にするため、東京都の職員や鳥獣保護管理推進員による巡視を行うとともに、奥多摩町や関係機関との連携を図り、特別保護地区の保護に係る普及啓発活動に取り組む。

エ 指定の十年後に、生息環境の変化などを把握するため調査を実施する。

五 縦覧場所等

(一) 期間

令和六年五月八日から同月二十一日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東京都環境局自然環境部計画課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

舎十九階

イ 東京都多摩環境事務所自然環境課

立川市錦町四丁目六番三号 立川合同庁舎三階

正 誤

○令和六年三月六日付東京都告示第二百二十四号

「日本信号株式会社 千代田区丸の内一丁目五番

一号

タイムズ24株式会社 品川区西五反田二丁目二十

番四号

を 「タイムズ24株式会社 品川区西五反田二丁目二十

番四号

に訂正する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月

三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051

